

# 農業委員会法 7 条「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

## 令和 5 年度新島村農業委員会活動指針

令和 5 年 3 月 15 日

新島村農業委員会

### 1 基本方針

平成 28 年 4 月の改正農業委員会法の施行により、農業委員会はこれまでの法令事務に加え、「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務とされ、遊休農地の発生防止・解消、農地の集積・集約化、新規参入の促進を推進し、農業委員会活動を活性化することが求められている。

農業委員会活動の推進を図るとともに、認定農業者制度とは別に農業者に対する認証制度を展開する中で、農協の直売等島内商店にて販売される新鮮な地元野菜が増え多くの消費者に好評を得ているが、農業者の高齢化等による担い手不足や遊休農地の増加も危惧されている。

このため、農業の発展に向けて、農地制度を地域農業者へ周知を図りながら、新たな担い手の確保・育成、遊休農地の発生防止・解消、農地の利用集積・集約化、新規参入の促進等に積極的に取り組むこととする。

### 2 活動計画等

#### I 農地制度の周知および活用と担い手支援活動

農地中間管理事業などの農地制度・関連事業の周知を図るとともに制度等の活用により、農地の利活用に積極的に取り組むものとする。

新たな担い手の確保のため、認定農業者を中心とした研修生の積極的な受入や東京都農林水産振興財団など関係機関との連携により、認定新規就農者や農業後継者への支援を進め地産地消を推進し島内流通を高める。

#### II 重点活動

##### (1) 情報活動の推進

「農業委員会だより」などを活用し、基盤強化法の一部改正、法定化された「地域計画」の策定や目標地図の素案作成などの農地制度・農業委員会の役割等の情報提供を行い、より一層の農地制度や農業委員会活動への理解を求めるとともに、「全国農業新聞」の購読普及を推進する。

##### (2) 農地利用状況調査の効果的な実施

農地利用状況調査の実施にあたっては、農地法に規定された遊休農地に対する措置への対応および税の公平性を踏まえた手法などについて検討を進め、より一層の農地の保全と利活用を図る。

さらに、農業委員および農地利用最適化推進委員は、地域の農地の状況を把握し、管理不十分な農地について、その要因確認とともに利用促進を働き掛ける。

#### III 統一活動

#### (1) 担い手の育成と農業経営支援活動

「認定農業者制度」や「認証農業者制度」の普及や、担い手、支え手に向けた農業相談会を実施し、後継者の確保・育成を図るとともに、農業推進支援事業等の村独自の支援策を周知し、農業者の経営安定化のための支援に取り組む。

#### (2) 農業と市民との架け橋活動

農業用重機の使い方講習等を通じて、地域住民が農業や地元農産物に興味を持つことに繋げる活動を行う。

#### (3) 農地の利用状況確認と利用促進

日常活動として地域の農地パトロールに取り組み、農地の状況を的確に把握し地域の農地の保全と利活用を進める活動に取り組む。

#### (4) 活動記録カードの活用推進

農地制度の情報提供や農業者からの相談は、その内容を記録し、農業委員会総会などで情報共有を図る。日常の農作業やその行き帰り等のなかで農地の利用状況を確認したなど、短時間の活動も漏れなく記録して情報共有することで農業委員会活動の活性化を推進する。

#### (5) 委員研修

研修会や視察研修に参加し、農業者に情報発信を行う。

#### (6) 地域住民との交流

あめりか芋等、地元の特産を利用したイベント等の地域住民との交流を深める事業・行事等に積極的に参加し、農業者自らが、農業の魅力を伝えるとともに市民と一緒に「地産地消型」農業を推進していく。

### IV 最適化活動の推進について

令和4年2月2日農林水産省経営局長通知により「農業委員会による最適化活動の推進等について」が発出された。各農業委員会は、同通知に基づいて活動目標の設定、活動内容の記録、目標に照らして成果の点検・評価を行った上で公表をすることとする。

### 3 最適化指針の具体的な目標、評価方法について

農地等の利用の最適化に関する指針として、以下の3項目に取り組むものとする。

#### I 遊休農地の発生防止・解消

##### (1) 目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年3月)	287ha	244ha	85%
3年後の目標 (令和8年3月)	287ha	241ha	84%
目 標 (令和10年3月)	287ha	239ha	83%

(2) 推進方法：上記2Ⅱ(2)および2Ⅲ(3)の取り組みを通し推進する。

(3) 評価方法：遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## II 担い手への農地利用の集積・集約化

### (1) 目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和 5 年 3 月)	287ha	8ha[農林水産係1]	2.7%
3 年後の目標 (令和 8 年 3 月)	287ha	11ha	3.8%
目 標 (令和 10 年 3 月)	287ha	13ha	4.5%

(2) 推進方法：上記2 II (2) および2 III (3) の取り組みを通し推進する。

(3) 評価方法：農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## III 新規参入の促進

### (1) 目標

	新規参入者数（個人） (新規参入者取得面積)	新規参入者数（法人） (新規参入者取得面積)
現 状 (令和 5 年 3 月)	1人 ( 0 ha)	0法人 ( 0 ha)
3 年後の目標 (令和 8 年 3 月)	2人 ( 1 ha)	0法人 ( 0 ha)
目 標 (令和 10 年 3 月)	1人 ( 0.5 ha)	0法人 ( 0 ha)

(2) 推進方法：上記2 I の取り組みを通し推進する。

(3) 評価方法：新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。